

個人情報の開示等の請求について

1 開示等の請求等方法

個人情報の開示等を請求する場合は、「個人情報開示等請求(申出)書」をご提出ください。
開示等の請求等を行う者が代理人である場合は、別途委任状が必要です。

2 本人等の確認

個人情報の開示等の請求者が本人または代理人であるかを確認するため、次の公的証明書が必要になります。

(1) 本人が申請する場合

ア 次に掲げる書類のうちいずれか1点

運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、住民基本台帳カード(住所が記載されているものに限る。)、旅券(パスポート)、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書、国民健康保険被保険者証、年金手帳(基礎年金番号通知書)、児童扶養手当証書、共済組合員証(遠隔地被扶養者証、船員組合員証、船員被扶養者証、任意継続組合員証を含む。)、健康保険被保険者証(遠隔地被保険者証、船員保険被保険者証、船員保険被扶養者証を含む。)、後期高齢者医療保険被保険者証等

イ 写しの送付による開示等の請求等の場合、アに掲げる書類の写しのほか、開示等の請求等を行う者の住民票の写し又は外国人登録原票の写し(開示等の請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。)

ウ 婚姻等により、開示等の請求等を行った時の氏名が請求等の内容の氏名と異なる場合、旧姓等が確認できる書類

エ アからウまでに定める書類を保持していない等やむを得ない場合、理事長が認めた書類

(2) 本人が未成年者又は成年被後見人である場合における法定代理人が申請する場合

ア 代理人本人であることの確認

第1号に掲げる書類

イ 本人が未成年者又は成年被後見人であること及び開示等の請求等を行う者が当該本人の親権者若しくは未成年後見人又は成年後見人であることの確認

次に掲げる書類のうち少なくとも一以上の書類(開示等の請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。)の提出又は提示

(ア) 戸籍全部(個人)事項証明書(戸籍謄(抄)本)

(イ) 住民票の写し

(ウ) 登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)による。)

(エ) 家庭裁判所の証明書

(オ) その他法定代理関係を確認し得る書類

(3) 開示等の請求等をするにつき本人から委任を受けた代理人が申請する場合

ア 代理人本人であることの確認 第1号に掲げる書類

イ 開示等の請求等を行う者が本人から委任を受けた代理人であることの確認

本人の署名及び押印が付された委任状(開示等の請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。)及び当該委任状に押印された印の印鑑登録証明書(開示等の請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。)

3 手数料

手数料の額は次のとおりです。

(1) 写しの作成に要する費用 実費相当額

(2) 送付に要する費用 実費額